

藤沢市立学校教員の懲戒処分について

（1） 職員

藤沢市立中学校 教諭 （38歳、男性）

（2） 事案の概要

当該教諭は、平成27年3月27日（金）午後8時30分頃から午後9時50分頃までの間、茅ヶ崎市内の飲食店で、焼酎の水割りをグラスで2杯、ウーロンハイをジョッキで1杯飲み、その後、東日本旅客鉄道株式会社茅ヶ崎駅付近の駐車場から自宅への帰路、約150メートル、自家用車を運転し、同日午後10時2分頃、茅ヶ崎市幸町4付近で警察の検問を受けた際、呼気1リットル中に0.15ミリグラム以上のアルコールが検出され、酒気帯び運転と認定された。

（3） 発覚の経緯・事故後の状況

平成27年3月27日（金） 午後11時19分頃、当該教諭は教頭へ電話をし、その後直接会って報告をし、発覚した。

3月28日（土） 午後7時10分頃、教頭は校長に報告

3月30日（月） 午前8時50分、校長は、当該教諭から事情聴取

同日 午前9時47分頃、校長は、藤沢市教委に事故を報告

同日 午前11時32分、藤沢市教委は県教委に事故の一報

同日 午後6時10分より、藤沢市教委は、当該職員等から事情聴取

4月15日（水） 藤沢市教委は、県教委に事故報告書を提出

4月20日（月） 県教委は、当該職員等から事情聴取

（4） 処分の程度、理由

本人 「停職6月」

生徒に対して交通安全教育を行い、交通法規を遵守するよう指導する立場にある教員が、酒気を帯びた状態で自動車を運転したことは、教育公務員としてあってはならない行為であり、その職の信用を著しく失墜させるものである。

処分年月日 平成27年5月27日

根拠法規 地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号